

鳥取県告示第313号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町小竹字上宮尾平ラ1179の2・1179の3（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため